公　告

諸　事　項

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を近畿農政局長に提出されたい。

平成30年６月22日

農林水産大臣　齋藤　　健

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
兵庫県加東市木梨字原南山1134番317 公衆用道路 318㎡ （買収時：兵庫県加東郡社町木梨字原南山1134番65 山林　５畝12歩 同所1134番68　原野　２反４歩）	上福田村 兵庫県加東郡上福田村	現況：公衆用道路
兵庫県加東市山国字向野2039番137 雑種地　147㎡ （買収時：兵庫県加東郡社町山国字向野2039番８　山林　１反５歩 同所2039番９　山林　１反５畝14歩）	菊地勇二（持ち分２分の１） 兵庫県加東郡社町社 松井兼一（持ち分２分の１） 兵庫県加東郡社町社	現況：雑種地資材置場として貸付け

解　散　命　令　書

経済産業省公告第31号

別表の上欄に掲げる組合は、その所在が不明のため、中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき行った解散命令の要旨を別表下欄のとおり公告する。

平成30年６月22日

九州経済産業局長　塩田　康一

別　表

名称及び主たる事務所の所在地	命　令　の　要　旨
協同組合トラッズ 福岡市東区蒲田三丁目25番３号	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。
コラボレーションラボラトリー九州協同組合 福岡市博多区博多駅前三丁目12番３号３Ｆ	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。
伝統衣装普及促進協同組合 福岡市中央区渡辺通五丁目25番15号　地産ビル天神905	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。
環境技術開発協同組合 福岡市早良区次郎丸四丁目15番31号フレグランス次郎丸102	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。
事業協同組合有明異業種交流会 熊本県荒尾市荒尾字南足尺4544番地40	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。
協同組合日専連小林会 宮崎県小林市細野159番地	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

〔教示〕　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、審査庁（経済産業大臣）に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成３０年（家）第７０７２４号

東京都豊島区西池袋２丁目15番６－305号
申立人　森川　　清
本籍東京都豊島区池袋４丁目８番地、最後の住所東京都豊島区西池袋２丁目９番16号　福寿荘、死亡の場所東京都豊島区、死亡年月日推定平成30年２月15日、出生の場所北豊島郡高田町、出生年月日昭和３年９月30日、職業不詳
被相続人　亡　坂詰　良子
事務所東京都港区東新橋１丁目１番21号今朝ビル９階辻誠法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田村　香代
東京家庭裁判所

平成３０年（家）第７１０２７号

東京都中野区中野２丁目29番15―308号
申立人　松崎　紗織
本籍東京都中野区野方１丁目12番地、最後の住所東京都中野区野方１丁目50番４号、死亡の場所東京都中野区、死亡年月日平成30年３月14日、出生の場所東京市杉並区、出生年月日昭和10年２月10日、職業無職
被相続人　亡　水野　和子
事務所東京都渋谷区上原１－36－11東高ペアシティ103号　代々木上原とちのき法律事務所
相続財産管理人　弁護士　井村　華子
東京家庭裁判所

平成３０年（家）第９０２２４号

東京都西東京市南町５丁目６番13号
申立人　西東京市
本籍東京都豊島区高田３丁目496番地、最後の住所東京都西東京市芝久保町３丁目２番９号　長寿荘203号、死亡の場所東京都西東京市、死亡年月日推定平成30年３月９日、出生の場所豊島区、出生年月日昭和13年５月28日、職業無職
被相続人　亡　村塚　　實
事務所東京都八王子市明神町４丁目５番３号橋捷ビル２階　八王子中央法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大久保康裕
東京家庭裁判所立川支部

平成３０年（家）第９０２３３号

東京都新宿区神楽河岸１番１号
申立人　社会福祉法人東京都社会福祉協議会
本籍東京都青梅市大柳町1479番地、最後の住所東京都青梅市大柳町1479番地、死亡の場所東京都青梅市、死亡年月日平成30年２月１日頃から５日までの間、出生の場所東京府西多摩郡青梅町、出生年月日昭和16年11月３日、職業不詳
被相続人　亡　伊藤　誠一
事務所東京都府中市宮西町２－13－３ＴＮＫ第２ビル302　櫻井法律事務所
相続財産管理人　弁護士　櫻井　一成
東京家庭裁判所立川支部